

かごしま市

# 中小企業の ひろば



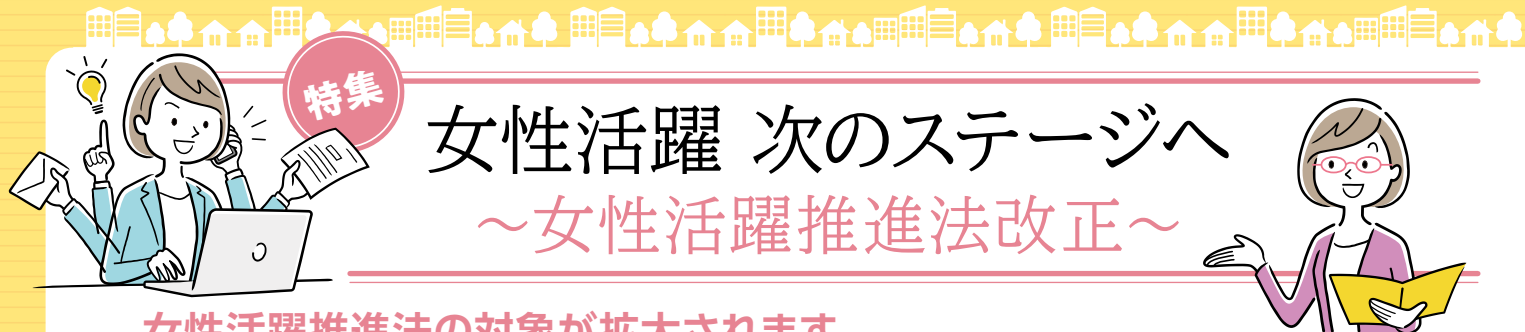
特集

## 女性活躍 次のステージへ

～女性活躍推進法改正～

《もくじ》

- 04 05 06 事業所の義務など
- 07 創業支援・経営支援など
- 08 従業員の健康
- 09 助成金・補助金など
- 10 11 募集・お知らせ



# 女性活躍 次のステージへ ～女性活躍推進法改正～

## 女性活躍推進法の対象が拡大されます

2016年4月に施行された「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が2019年6月に改正され、2022年4月1日から施行されます。これにより、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から**101人以上の事業主**に拡大されます。**常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主**は、施行日までに、行動計画の策定・届出、社内周知、外部公表及び情報公表を行ってください。

### 一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

#### ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

##### 基礎項目(必ず把握すべき項目)

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

把握した状況から  
自社の課題を  
分析してください。

- ・自社の状況把握のためには、基礎項目に加えて選択項目(必要に応じて把握する項目)を活用することが原因の分析を深めるために有効です。選択項目の詳細は、パンフレットをご覧ください。
- ・(区)の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。
- ・雇用管理区分とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分です。当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定している場合は、雇用管理区分が分かれているため、各区分に分けて数値を把握します。

例: 正社員、契約社員、パートタイム労働者/事務職、技術職、専門職、現業職など



#### ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、①計画期間 ②1つ以上の数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。

#### ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届ける

届出の様式は、以下をご参照ください。

##### ■一般事業主行動計画策定・変更届の届出参考様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc>



##### ■次世代法に基づく行動計画と一体的に策定、届出をする場合の届出様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc>



#### ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

## 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

#### ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種または雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用または中途採用の実績

#### ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役割の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行う必要があります。

併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能です。

- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- ・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

女性が活躍する企業を認定する制度

えるぼし認定



8

鹿児島県  
企業取得\*

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」)に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

※令和3年9月末現在 厚生労働省ホームページより

お問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239



# 女性が活躍している企業にインタビューしました!



## 南生建設株式会社 (鹿児島市、総合建設業)

- 設立 昭和23年5月
- 常用労働者数 女性15名 男性118名
- 管理職の女性割合 4.3%
- 係長の女性割合 23.0%
- 育休取得者 女性3名 男性6名
- 認定
  - ・えるぼし認定(3段階目)
  - ・くるみん認定(1回目)



女性活躍推進は、多様なライフイベントと仕事をトータルして個々の能力を最大化できる取組だと思えます。弊社では働き方改革とリンクさせながら、全社員が女性活躍について学ぶ機会を設け、育児世代の社員をサポートする体制を整えました。また、育休後キャリアを積み柔軟にステップアップできる仕組みづくりにも取り組んでいます。時間はかかりましたが、男女共に育休取得の推進を行い、現場とオフィスの橋渡し役を担う建設ディレクターチームを女性中心で構成するなど取組の輪を広げた結果、くるみん認定とえるぼし認定の取得に繋げることができました。女性活躍推進は道半ばではありますが、今後も全社員が家庭と仕事の両立を図り、主体的にキャリアを積める環境づくりを進めて参ります。

女性が幅広い部署で活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境をつくるための行動計画を策定しています。詳しくはホームページをご覧ください。



南生建設HP▶

## 女性社員の声を紹介します



松本 啓子さん  
(総務部 入社15年目)

Q.現在の仕事内容を教えてください。

A.主に経理業務をしています。帳票の作成・保管、請求書のチェック、弊社工場の支払業務などです。他には、建設業独自の退職金制度に係る業務の管理をしています。

Q.仕事のやりがいと大変なことは何ですか？

A.私の仕事のやりがいは、工事着工からお客様への引き渡しまでの間、事務方の女房役として現場を支え一緒に工事を作り上げていくことです。私が産休に入る前の仕事は支払業務が中心でしたが、復帰後は支払以外の業務も任せてもらえることが多くなり仕事に対する視野が広がっていきました。広い視野を持つにつれて、工期や完成検査の時期・資金の過不足など、会社が手掛ける工事の様々な情報を自分の役割と関連付けて体系的に捉えられるようになりました。無事工事が完成したときは「良かった、お疲れ様」という気持ちでいっぱいになります。大変なことは、やっぱり決算の時期ではないでしょうか。1年間の会社の業績が数字になって現れる集大成ですから、部署全体が慌ただしくなりますね。

Q.仕事と家事(・育児)の両立はどのようにしていますか？

A.完璧な両立にはこだわらず、優先順位は家庭が1番、仕事が2番です。家族のために頑張るぞという気持ちが、仕事に対するモチベーションをあげることにつながるからです。主人も建設業に従事しているので、「お父さんお母さんはこんな仕事をしているんだよ」とよく子供に話しています。そんな環境からか重機にも興味を持ち、見かけると嬉しそうにしています。子供がまだ小さいので病気にかかりやすく、急に仕事を抜けることもあります。周囲のサポートのおかげで、余裕を持たせた計画を立てて仕事と育児に取り組んでいます。家事も自分の中でタイムスケジュールを組んで行い、子供が健やかに育つ環境づくりを大切にしています。

Q.女性が働きやすい会社ですか？

A.建設業という業種柄、やはり男性社員が多くの割合を占めていますが、女性社員も実績に応じて役職が付き、定年までしっかり働ける会社です。最近では事務職だけでなく技術者として採用される女性社員が増え、女性活躍が会社全体で進んできていると実感します。私自身、育休からフルタイムで復帰していますが、子育て中は思ったように働けない日もあります。そのような中で仕事に打ち込めるのも会社の手厚いサポートのおかげです。子供の行事などでも快くお休みをいただけるので、子供の成長をしっかりと感じながら集中して仕事に取り組めます。子育て中のお母さんにも働きやすい会社です。

Q.これからの目標について教えてください。

A.最近「ドボジョ」がメディアで取り上げられ、建設業界で働く女性にスポットが当たる機会も増えてきました。そんなドボジョとして活躍する社員が結婚・出産を経て職場に復帰しキャリアアップしていけるのは、革新的で本当に素晴らしいことですね。会社に育休などのモデルケースや実績があり、復帰後のイメージが掴めるとさらに安心して仕事と育児の両立に専念できると思います。その時は自分の経験をもとに、女性視点で何かお手伝いできると嬉しいです。鹿児島のリーディングカンパニーとして建設業を男性とともに女性が盛り上げていく、その一役を買いたいですね。



こちらも Check!

中小企業のための女性活躍推進事業

<https://joseikatsuyaku.com>



女性の活躍・両立支援総合サイト

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp>



男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

【令和4年4月1日施行】

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（出生時育休）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。 ※複数の措置を講じることが望ましいです。

①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

●妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること	④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか	

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 ～就業規則等を見直しましょう～

現行	(育児休業の場合) (1)引き続き雇用された期間が1年以上 (2)1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでない	→	令和4年4月1日～	(1)の要件を撤廃し、(2)のみに ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可) ※育児休業給付についても同様に緩和
----	---	---	-----------	--

問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239

無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について

1. 無期転換ルールとは

- 無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。
- 有期労働契約が5年を超えて更新された場合は、有期契約労働者（派遣社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。

2. 継続雇用の高齢者の特例とは

- 通常は、同一の使用urerとの有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込件が発生しますが、
  - ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
  - ・定年に達した後、引き続き雇用される
 有期契約労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

有期雇用特別措置法の適用の流れや申請方法の詳細、資料請求等についてはお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239

【職場における「パワーハラスメント」の定義】

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの ※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

【職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の種類】

代表的な言動の6つの類型	
1	身体的な攻撃 ※暴行・傷害
2	精神的な攻撃 ※脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
3	人間関係からの切り離し ※隔離・仲間外し・無視
4	過大な要求 ※業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
5	過小な要求 ※業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6	個の侵害 ※私的なことに過度に立ち入ること

【職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置】

- 事業主の方針等の明確化および周知・啓発
- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応
- 併せて講ずべき措置

問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239

お知らせ

「個別労働関係紛争処理制度」に係るあっせん

県労働委員会では、個別労働関係紛争処理制度として「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は、県労働委員会の公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者で構成され、公正・中立な立場であっせんを行います。労働者、使用者のどなたでも利用できますので、まずはお気軽に御相談ください。（無料、秘密厳守。）

●県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する無料相談会」

- 開催：毎月第4火曜日 受付：14時30分～16時30分
  - 場所：鹿児島県労働委員会（鹿児島市鴨池新町10-1県庁15階）電話相談できます。
  - 事前申込み：不要（予約優先） 相談事例：解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラなど
- 詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

鹿児島県労働委員会事務局（県庁15階）  
TEL 099-286-3943 FAX 099-286-5653

管理

マイナンバー、集める前に要チェック!

マイナンバーの安全管理の対応は、従業員を雇用する全ての事業者で必要です。事業者の皆さまは、社会保障や税の手続を行うため、従業員からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。内閣府ホームページではマイナンバー収集に関してのパンフレットが公開されています。マイナンバーを集める前にチェックしましょう!

マイナンバー導入チェックリスト（例）

- 【担当者の明確化と番号の取得】
- マイナンバーを扱う人を決めましょう（給料や社会保険料の事務を行う人など）。
  - マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」など）を伝えましょう。
  - マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



詳しくは  
Check!



問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル  
TEL 0120-95-0178

お知らせ

## 環境経営に取り組んでみませんか

鹿児島市では、環境に配慮した事業活動を行っている事業所を「グリーンオフィスかごしま」として認定しています。電気使用量の削減など目標を決めて実践、評価、改善（環境マネジメント）を行うことで、環境負荷を低減しつつコスト削減にもつながります。申請方法等の詳細はホームページをご覧ください、電話でお問い合わせください。

**認定対象**：鹿児島市内に所在地を有する事業所

**認定特典**：LED照明、エアコン、デマンド監視装置等の設置補助  
太陽光発電システムの設置補助について補助金額の優遇  
中小企業向け環境配慮促進資金の融資 他

問い合わせ先

鹿児島市環境保全課  
TEL 099-216-1297

詳しくは  
Check!



お知らせ

## 鹿児島市パートナーシップ宣誓制度

### 【制度の概要・趣旨】

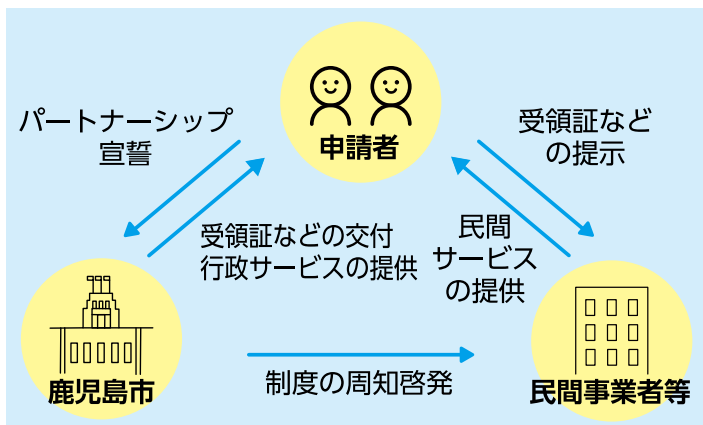
この制度は、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的少数者であるお二人に対し、鹿児島市が受領証等を交付するものです。

本制度は、法的な効力（婚姻や相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、宣誓したことを市が証明することで、性的少数者の抱える日常生活での生きづらさを解消しようとするものです。

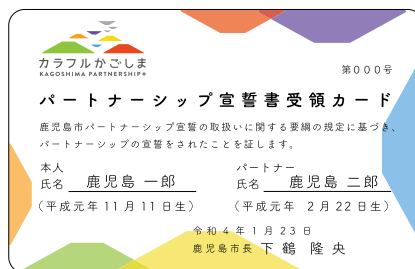
### 【事業者の皆様へお願い】

本制度の対象となる方々は、民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、例えば、職場での福利厚生、病院での面会や手術の同意、賃貸物件の契約などにおいて、親族として認められないなど様々な困難に直面しています。趣旨をご理解いただき、本制度の利用者が適切な対応・サービスなどを受けられることができるよう、事業者の皆様のご協力をお願いします。

### 鹿児島市パートナーシップ宣誓制度のイメージ図



詳しくは  
Check!



受領カード

○市政出前トーク（性の多様性について知ろう（性的少数者の人権））をご利用ください

担当職員が講師となり、性の多様性の基礎知識やLGBTの方々が見学している課題などについて説明いたします。申し込みはこちらから ⇒



問い合わせ先

鹿児島市人権推進課

TEL 099-216-1232 FAX 099-216-1207 (mail) [jinken@city.kagoshima.lg.jp](mailto:jinken@city.kagoshima.lg.jp)

## 優遇

# 設備投資に対する税の優遇措置について

下記の地域等において施設や工事、設備などの新增設を行い、一定の要件を満たす場合、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、着工前に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

☆要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
半島振興対策実施地域【喜入地域、松元地域、郡山地域、桜島地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（コールセンター含む）	所得税、法人税の割増償却（税務申告前に要相談）、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
過疎地域【旧桜島町】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（コールセンター含む）	所得税、法人税の特別償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
地方活力向上地域【市街化区域、吉田郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能（企業の調査・企画・管理等の部門、研究・研修所など）	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
地域未来投資促進法に基づく促進区域【国立公園区域（桜島）の一部を除く本市全域】	電子関連、自動車関連、食品関連、健康・医療関連、航空機関連、情報通信関連、環境・エネルギー関連、観光関連	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の課税免除
市内全域（中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定）	全業種	固定資産税の課税標準額をゼロに軽減

### <お問い合わせ>

地域	対象業種	窓口	電話番号	
半島振興対策実施地域 過疎地域	情報サービス業等	産業創出課	216-1314	
	製造業（立地協定締結企業）			
	上記以外製造業	産業支援課	216-1323 216-1322	
	旅館業			
	農林水産物等販売業		桜島農林事務所	293-2349
			東桜島農林事務所	221-3369
喜入農林事務所			345-3761	
松元農林事務所			278-5429	
郡山農林事務所			298-4861	
地方活力向上地域	全業種	産業創出課	216-1314	
地域未来投資促進法に基づく促進区域		産業政策課（※）	216-1318	
市内全域（中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定）				

※業種によって窓口が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

## 支援

# 売上拡大や経営改善などの経営課題解決を支援します

鹿児島県よろず支援拠点では、販路開拓やIT、デザインなどの各専門分野のコーディネーターが、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決をお手伝いしています。相談は何度でも無料で、徹底的にサポートします。また、新しいビジネスを生み出すアイデア発想法やマーケティングの仕方、SNSを活用した広報など、皆様の事業に役立つミニセミナーを毎月10回程度開催しています。まずはお気軽にお電話ください。

**受付時間**：8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く。）

問い合わせ先

鹿児島県よろず支援拠点<（公財）かこしま産業支援センター>  
TEL 099-219-3740 [mail yorozu@kisc.or.jp](mailto:yorozu@kisc.or.jp)

詳しくは  
Check!



## 支援

# 企業の成長発展を人材面でサポート! 副業人材活用もお薦め!

「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点」（プロ人拠点）では、県内企業の経営課題の解決、成長発展に必要な「プロ人材」とのマッチングをサポート。県内企業が新たな戦略やプロジェクト、業務見直し等に取り組むために必要な専門知識やスキル、経験等を持った「プロ人材の採用」をお手伝いしています。平成28年の拠点開設以来、多くの企業訪問・相談対応を行い、307件（人）のプロ人材の採用成約が実現（R3年10月末現在）。

プロ人材の採用を検討している企業の皆様のご相談をプロ人拠点スタッフが電話や訪問によりお受けいたします。手軽な副業・兼業による人材の活用も可能です。プロ人材の登用で攻めの経営を！ご相談お待ちしております。

問い合わせ先

（公財）かこしま産業支援センター 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点  
TEL 099-219-9277 [mail projinzai@kisc.or.jp](mailto:projinzai@kisc.or.jp)

## 相談

# 職場のメンタルヘルス対策に役立つ情報「こころの耳」

鹿児島市の自殺者数は、交通事故による死亡者数よりも多いことをご存じですか？自殺者の数を男女別にみると男性の割合が高く、年代別で見ると50・60歳代の割合が高い状態が続いています。

昨今は、全国では新型コロナウイルスの影響で働く女性や若者の自殺者が増加しており、今後の動向の注視が必要です。

自殺は誰にでも起こりうる「社会的な問題」です。**一人で悩まず、まずは相談してみませんか？**

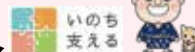
問い合わせ先

鹿児島市保健支援課  
TEL 099-803-6929

鹿児島市の相談窓口

自殺予防

検索



詳しくは  
Check!



## 予防 熱中症を予防しましょう ～毎年4月から9月が、「熱中症予防強化キャンペーン」期間です～

熱中症は生命にかかわる病気ですが、適切な対策で防ぐことができます。気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こり、気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、暑くなり始め等の体が暑さに慣れていない日は注意が必要です。また、マスクをしている場合は、熱が逃げにくく、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらく熱中症のリスクが高まります。

～熱中症を防ぐポイント～

1. のどの渇きを感じる前に、こまめに水分補給をしましょう。
2. 暑い日は無理をせず、エアコンや扇風機を活用しましょう。
3. 急に暑くなる日に注意しましょう。
4. 暑さに備えた体作りをしましょう。

定時の体温測定や健康チェックをするなど、日頃からご自身の身体を知り、健康管理をすることも大切です。



問い合わせ先

鹿児島市保健予防課  
TEL 099-803-6927

## 出張講座

# 食育推進支援員を派遣します

管理栄養士等の資格を持つ「食育推進支援員」が職場などへ出向いて、食に関する支援・情報提供を行います。社内の研修などでぜひご利用ください。

**対象**：どなたでも（個人での利用はできません）

**講座内容**：(例)・栄養バランスのよい食事 ・健康な身体を保つための食生活 など

**経費**：無料

※詳細は、鹿児島市食育推進サイト「みんなの食育」をご覧ください。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/syokuiku/index.html>



鹿児島市食育推進  
キャラクター  
「でこん丸」

問い合わせ先

鹿児島市保健政策課  
TEL 099-803-6861



## 支援

# 2050年ゼロカーボンシティかごしまの実現を目指しましょう ～CO<sub>2</sub>排出量削減のために各種助成をご活用ください～

鹿児島市再生可能エネルギー推進課では、ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、CO<sub>2</sub> 排出量削減のために各種助成を行っています。


詳細はホームページをご覧ください。下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※令和4年度の各種助成は、議会による令和4年度予算議決が前提となります。

### 【太陽光 de ゼロカーボン促進事業】

太陽光発電システム等の新設に対して助成します。  
太陽光発電システム設置工事着手前に申請が必要です。


太陽光 鹿児島市

詳しくは Check! 

### 【次世代自動車等普及促進事業】

燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラックなどの購入に対して助成します。  
車両登録日から90日以内に申請が必要です。

次世代自動車等 鹿児島市

詳しくは Check! 

問い合わせ先

鹿児島市再生可能エネルギー推進課  
TEL 099-216-1479 FAX 099-216-1292

## 助成

# 増設・新設をご検討中の事業主様へ 鹿児島市企業立地促進補助金をご活用ください

鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。詳細は、ホームページをご覧ください。鹿児島市産業創出課までお問い合わせください。

対象業種			
製造業	情報通信関係/ デザイン業・コンテンツ制作業/ 研究開発施設	コールセンター/ 事務処理センター	本社機能(業種は問わない) (企業の調査・企画・管理等の 部門、研究所、研修所など)

#### 【共通要項】

新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市（鹿児島市、いちき串木野市、日置市、始良市）の市民が対象（ただし、半数以上は鹿児島市民であること）。

問い合わせ先

鹿児島市産業創出課  
TEL 099-216-1314

詳しくは Check! 

## 融資

# 鹿児島市中小企業融資制度 ～事業資金の調達にお役立てください～

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています。（ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかりノベーション推進資金は事業実績を問いません。）

また、融資を受ける際の信用保証料の一部または全部を市が補助します。

### ■主な申込要件（資金毎に要件があります）

- (1) 納期の到来している市税を完納していること（本人・連帯保証人）
- (2) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- (3) 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- (4) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある方は申込みできません。

### ■取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合  
鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行  
熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

※主な資金の内容・融資限度額・保証料補助割合についてはお問い合わせください。

問い合わせ先

鹿児島市産業支援課金融係 又は 上記取扱金融機関  
TEL 099-216-1324

## 募集

# 「鹿児島市イクボス推進同盟」参加企業の募集

仕事と生活を両立しやすい環境の整備に率先して取り組み、本市全体の気運醸成を共に進めていただける企業などを広く募集しています。

本同盟では、参加企業の取組をまとめた「鹿児島市イクボス推進同盟 取組事例集」を毎年作成し、市のホームページへの掲載や「高校生のためのライフデザインセミナー」で学生へ紹介するなど、本市の事業において、機会を捉えて活用しており、ワーク・ライフ・バランスの環境整備や育児支援等を積極的に行っている企業等の活動PRにも繋がりますので、ぜひご参加下さい。

**対 象：**市内に事業所を有する企業・団体など

問い合わせ先

申込方法など詳しくは  
市ホームページまたはこども政策課  
TEL 099-216-1514 FAX 099-803-7628

詳しくは  
Check!



## 募集

# 高齢者の元気応援協賛店を募集しています!

鹿児島市では、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するため、70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行っていただけるスポーツ・文化施設を募集します。

### 【協賛店の対象】

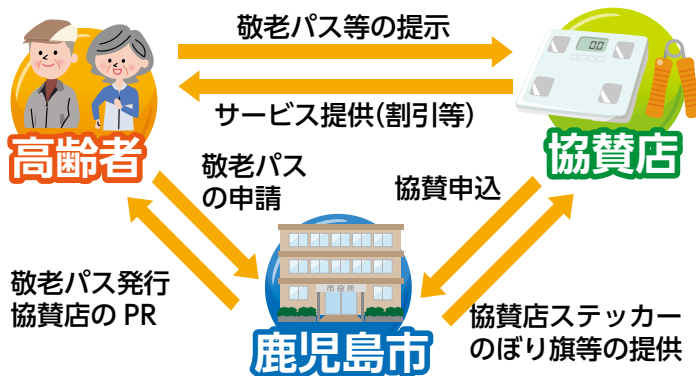
市内に店舗や設備を有するスポーツ・文化施設など

### 【優待サービス内容】

割引や無料プレゼントなど、店舗などのご都合に合わせて自由に設定可能

### 【協賛店のメリット】

店舗の名称、所在地、電話番号、優待サービス内容などを市のホームページやパンフレットに掲載してPRします。お客様の少ない時間帯の顧客拡大等に有効活用いただけます。(登録された店舗には登録証、のぼり旗、ステッカーを交付)



**申込方法** 所定の用紙を長寿支援課まで提出(申込用紙は市ホームページからダウンロード可)。郵送、FAX、メール可。

問い合わせ先

鹿児島市長寿支援課  
TEL 099-216-1266 FAX 099-224-1539 [mail] chouju-iki@city.kagoshima.li.jp

## 募集

# 鹿児島市新産業創出研究会の会員募集

「食・ヘルスケア・環境」などの成長分野における新たな産業を創出するため、「ヘルスケア産業部会」「新事業展開部会」を運営し、会員の新たなビジネス創出に向けた取組をサポートしています。会員を随時募集しています。

**対 象 者：**部会の趣旨に賛同いただける方で、次のいずれかに該当する方

- ①市内で、新たなビジネスの創出に取り組む者で、本市に本社若しくは事業所を有する法人又は本市に住居を有する個人
- ②前号に掲げる者との連携を希望する法人又は個人(市外の企業等)
- ③その他産業支援機関や関係団体

**会 費：**無料

※申請方法・提出書類など詳細はこちらからご確認ください。

詳しくは  
Check!



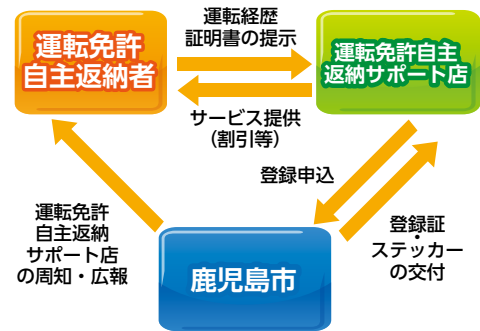
問い合わせ先

鹿児島市産業創出課  
TEL 099-216-1319 FAX 099-216-1303 [mail] san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

## 募集 鹿児島市高齢者運転免許自主返納サポート店を募集しています!

鹿児島市では、高齢運転者の交通事故防止対策のひとつとして、自主的に運転免許証を返納した高齢者等が運転経歴証明書を提示することにより、優遇措置を受けられる制度を設けており、この制度にご協力いただける事業所を募集しています。

- 対象**：鹿児島市内に施設や店舗を有する事業所
- 内容**：割引や無料サービスなど、サポート店が任意に設定できます。  
(サービスに係る経費は、サポート店の負担となります。)
- メリット**：店舗等の名称、所在地、電話番号、優遇制度の内容などを市ホームページやチラシに掲載して紹介します。  
(登録店舗等には登録証やステッカーを交付します。)



問い合わせ先

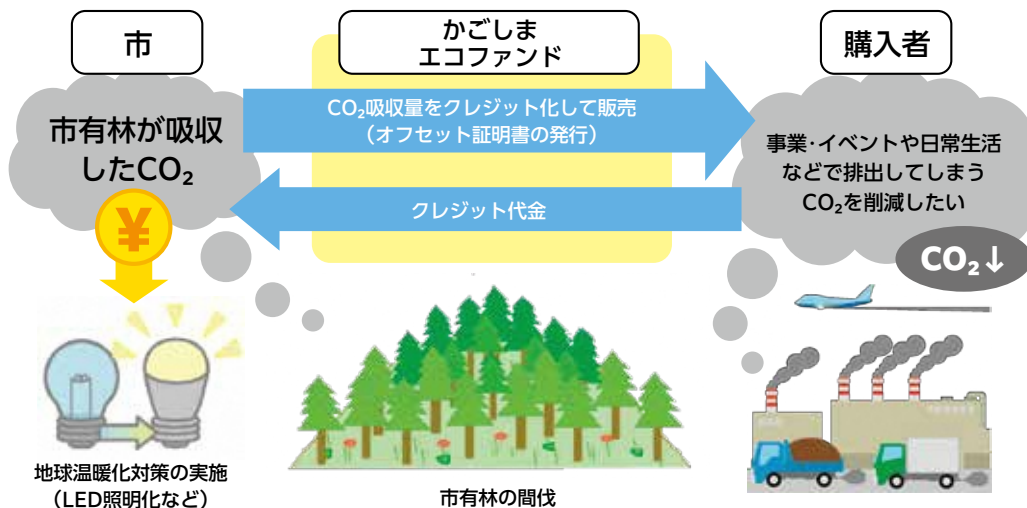
鹿児島市安心安全課  
TEL 099-216-1209 FAX 099-226-0748  
[mail] an-anshin@city.kagoshima.lg.jp



## 募集 鹿児島市が整備した市有林による“CO<sub>2</sub>吸収量”を購入しませんか?

### 森の力で「ゼロカーボンシティかごしま」実現プロジェクト

鹿児島市は、県のカーボン・オフセット(※)制度「かごしまエコファンド」を活用し、「ゼロカーボンシティかごしま」実現に向けた地球温暖化対策に取り組みます。



※ カーボン・オフセットとは、森林のCO<sub>2</sub>吸収量を購入することで、自らのCO<sub>2</sub>排出量を埋め合わせする仕組みのこと。

クレジット購入による「カーボン・オフセット」のメリット

- メリット1** 環境に配慮する企業としてのイメージアップ (県・市HPでの公表)
- メリット2** 商品・サービスの差別化

購入希望の方は「かごしまエコファンド」ホームページをご覧ください。(右のQRコードから移動可)  
購入は個人でも可能です! (税込3,300円/トンCO<sub>2</sub>から購入できます。)



問い合わせ先

かごしまエコファンド制度事務局 (一般財団法人鹿児島県環境技術協会)  
TEL 099-284-6013 FAX 099-284-6257

Pick up

## 2022鹿児島市新就職者激励大会

市では、ハローワークや経済団体等と共催で、この春新しく鹿児島市の事業所に就職する若人の門出を祝福し、激励するため、「2022 鹿児島市新就職者激励大会」を開催します。今春採用予定の新社会人の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

**日時**：令和4年3月29日(火) 14時～16時30分

**会場**：中央公民館 ホール (山下町5-9)

**研修**：社会人基礎研修 社会人としての心構え、ビジネスマナー (名刺交換、来客応対等)

**申込方法**：3月1日(火)から18日(金)までに、事業所ごとに参加申込書を取りまとめ、大会実行委員会事務局へFAXにてお申し込み下さい。

問い合わせ先

大会実行委員会事務局 (山下町11-1 市雇用推進課内)  
TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303

募集

## よかセンター鹿児島 入会のおすすめ

職場の福利厚生制度の充実で明るい職場 & 業績アップ!

公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター(よかセンター鹿児島)は、企業の福利厚生を充実させるため、鹿児島市が設立した公益財団法人です。ぜひご活用ください!

お祝い

給付項目	給付金額
結婚祝金	20,000円
出産祝金	10,000円
小学校入学祝金	10,000円
中学校入学祝金	10,000円
成人祝金	5,000円
銀婚祝金	10,000円
勤続祝金	3,000~10,000円
還暦祝金	10,000円

お見舞い・お悔み

給付項目	内容	給付金額
傷病給付金	休業 14日以上	10,000~35,000円
	住宅災害給付金	火災等 200,000円以内 自然災害 60,000円以内
死亡給付金	会員の死亡	100,000~200,000円
	配偶者の死亡	50,000円
	父母の死亡	10,000円

この他にも、様々なメニューが盛りだくさん!

健康

- 職場健康診断助成
- 温泉入浴回数券割引販売
- 各種検査助成 (人間ドック、PET、脳ドック等)
- マラソン大会助成

遊ぶ・泊まる・食べる

- イベント (グルメ、味覚狩り、釣り等)
- スポーツ大会の開催 (ソフトボール、ボウリング等)
- 主催教室 (料理教室、収穫体験等)
- チケット割引販売 (コンサート、映画、テーマパーク等)
- 宿泊費助成

入会金 1人	300円
会費 1人	600円 (月額)

※会費は、税法上、損金または必要経費として処理できます。

問い合わせ先

よかセンター鹿児島 (中央町10番地 キャンセ7階)  
フリーダイヤル 0120-850154 TEL 099-285-0003

お知らせ

## かごしま市しごと情報ナビのご案内

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご活用ください。

詳しくは Check!



しごと情報ナビ

検索

発行/鹿児島市産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(みなと大通り別館5階) TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303  
「かごしま市中小企業のひろば」は、ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.kagoshima.lg.jp

制作/株式会社鹿児島新生社印刷